

京都市廃棄物減量等推進審議会 第3回ごみ処理手数料等検討部会 摘録

【日 時】平成16年8月24日（火） 午後3時15分～午後4時45分

【場 所】職員会館かもがわ 大会議室

【出席委員】高月部会長，小栗栖代理（大橋委員），郡鳶委員，篠田委員，新川委員，原委員，細木委員，三輪委員，高野代理（山根委員）

1 開会

高月部会長からあいさつ。

（高月部会長）

今回は，ごみ処理原価に関する考え方を踏まえて議論を進めていきたい。なお，今回は，業者収集ごみの料金の話は別途議論することとし，持込ごみの手数料にしばって検討する。もちろん両者は連動するのだが，基本的には異なるものであることを御理解いただきたい。

2 議事

（1）ごみ処理原価について

次の2点について，事務局から PowerPoint により説明。

- ①ごみ処理原価の考え方
- ②ごみ処理原価の状況

（原委員）

説明いただいたごみ処理原価の状況によれば，直接費より間接費のほうが高く，しかもそれが固定的になっている。ごみ減量の取組の進展によるごみ排出量の減少を見込まなければならぬ中で施設がつくられてきたが，その分の減価償却や起債利子償還が今後何十年にもわたって原価に乗る形になっている。これまでの施設配置が適正だったのかどうか，今改めて問われるのではないか。施設配置の計画とその執行についての総括をしていただきたい。

また，今後の問題として，ごみ処理原価の圧縮に向けて努力しなければならない。固定的な経費を抑えるという意味で，大型プロジェクトの執行について慎重に見直さなければならないと思う。

それから基本的な質問だが，減価償却の計算は定額法か。

（郡鳶委員）

原委員の御意見についてひとつの参考になるかと思うが，今のお話のような状況は，リサイクル先進国ドイツでも5～6年前から起こってきている。つまり，今ある焼却場をごみ処理の前提とするとごみの量が足らず，そのためにコストが上がってきている。

更にこの頃また状況が変わってきている。来年度からEUの指令によって埋立

に規制がかかることとなっているが、一方ですべてのごみをリサイクルすることはできない。従って、焼却がごみ処理の選択肢になってきている。そこで、焼却分野での先進国である日本にならって取り組みたいということを政府が言っていた。日本はリサイクルについてドイツに学んでいるのに、ドイツは日本に学ぼうとしている。日本はこれからどうしていくのかというのは悩ましい問題である。

第1回会合から指摘はしているが、単にリサイクルによってごみを減らせばいいというわけではない。ごみを減らすことと焼却することには、コスト的に最適な規模があるはずである。そういう考え方を前提に、できるだけごみの減量化に取り組み、その次に長期計画の中で焼却の規模を下げていくというように、短期の問題と中長期の問題の連動性を考えていかなければならない。このように焼却・埋立とリサイクルをどう関連させるかを考えるべきで、これを変えていくという方向にはなかなかかなりにくいと思う。

ドイツはリサイクルを進めてきたが、それが一定の限界を迎えたために焼却を進めていこうとしている。EU全体でも、焼却熱の利用を実質上サーマルリサイクルとして認めるようになってきている。

京都市ではどうするかを議論していかなければならない。

（事務局）

減価償却は定額法により行っている。ただし、償却年数が施設の実際の耐用年数と同一というわけでは必ずしもない。

「京のごみ戦略21」では、ごみ焼却量をずいぶん減らし、工場体制そのものも5工場から4工場に減らすという長期計画を掲げている。このように、ごみ減量に向けて努力する中で、工場全体の焼却能力を下げていくというのが、今後の京都市の考えである。

もうひとつ考えなければならないのは公害対策である。ダイオキシン対策など、安全・安心を確保するための費用がごみ処理原価に乘せられているが、これは当初予期しなかった経費であり、このために減価償却費が予想外に膨らんでいるというのが実態であると思う。

（郡蔭委員）

コストについては先ほどの説明で分かってきたが、焼却工場の処理能力が過剰なごみ排出量の見積もりのもとで設定されているという可能性もある。各施設の稼働率を教えてください。

（施設部管理課）

クリーンセンターの平均稼働率は80%で想定している。様々な計画を組む際にも、ほぼその数字を用いている。

ここで、皆さんに御理解いただきたいのは、新たなクリーンセンターができるからといって、クリーンセンターの数が増えるわけではないということである。最近の建設事例としては東北部クリーンセンターがあるが、これはその前の北部

クリーンセンターが30数年の耐用年限を迎え、廃止されることとなったのでその代わりとしてつくったものである。また、今年度いっぱい西部クリーンセンターも耐用年限を迎えて廃止となるため、それに代わる新しい工場の建設を考えることになる。

工場の建設は基本的に以上のような形でやってきているが、今後は「京のごみ戦略21」に基づいて工場体制を5工場から4工場に減らし、各工場の炉の規模そのものも同計画に併せて縮小していくことを考えている。

クリーンセンターの燃焼炉は非常に高温なので、メンテナンスの期間が必然的に生じる。また、不測の故障なども起こることがある。そうしたことを考えると、平均稼働率80%という数字は、実績の数字としても計画上の数字としても全国レベルで見ても非常に良いものであると思う。

新規クリーンセンターの建設計画については、「ごみ戦略21」の中で平成27年度にごみの処理処分量を25%減らすこととされているので、そのごみ量に対応する焼却能力を確保するべく計画を策定している。

(三輪委員)

ごみ処理原価は、他の政令市と比較してどういう水準にあるのか。そうした情報交換はしているのか。

(事務局)

他都市では、原価の公表そのものを行っていないところや減価償却の考え方を取り入れていないところもあり、なかなか比較が難しい。かえって誤解を招くといけないので、公表は差し控えたい。

(高月部会長)

ごみ処理原価の取り扱いについては各都市の間にそうした違いもあるが、どの都市も同じような施設を建て、同じように人員を投入してごみ処理を行っているので、そう大きな差はないと考えてよいと思う。

(2) 17年度持込手数料改定の基本的方向性

次の4点について、事務局から PowerPoint により説明。

- ① 13年度手数料改定によるごみ減量効果の分析
- ② 手数料改定の基本的考え方(案)
- ③ 17年度手数料改定の方向性(案)
- ④ 17年度手数料改定枠組の減量効果の試算

(高月部会長)

基本的には、市のごみ処理施設でごみを受け、その処理にかかった費用をそれなりに排出者(搬入者)に負担してもらうという原則をいかに手数料体系に盛り込んでいくかという議論である。一気に100%原価を取るというわけにはいか

ないので、激変緩和の方法としていくつかのパターンが示されたが、これらについて皆さんの御意見を募りたい。

なお、13年度改定の効果はそれなりにあったと評価したうえでの議論にしていなければならないと思う。幸い、リサイクルの受け皿も市周辺にできつつあるという背景もある。13年度改定では、市が税金でまかなっている費用分をそれなりに負担していただくということで原価主義（（直接費）＋（間接費）÷2）を、そして大量にごみを排出する人たちにはまたそれなりに多く負担していただくということで累進制を導入したが、これらを今後どうしていくか。

もう1点、持込ごみの中には今も一廃と産廃が混在しているので、その区別を明確にして、産廃の受入についてはかなり原価に近い料金に持っていきたい。区別の方法としては、事前申告制を活用するというやり方があると思う。

（篠田委員）

近隣都市で手数料改定の話はあるのか。

（事務局）

今のところ特に聞いていない。ただ、京都市が改定すると周辺の都市もそれに追随するという例が過去にはあったようである。

（原委員）

高月部会長のお話に関して。

原価主義は今後も必要なことであると思う。経費が適正かどうかということはあるが、現実にお金がかかっている以上は負担をお願いするほかないということと思う。

ごみ減量につなげていくという意味合いで累進制を取っていくというのもそのとおりであると思う。

産廃の管理徹底と料金とがどうすればリンクするかは分からないが、一廃と産廃の区分管理の徹底についても同感。

もうひとつ、リサイクル行動への具体的な動機付けになるような料金メニューがどういうふうになればできるのかが分からないままなので、市で何か具体的な考えがあれば示してほしい。

また、排出者の段階で分別が行われ、収集運搬業者が仕分けして品目ごとに処理施設へ持って行くという仕組みをつくることは無理なのか。

（新川委員）

収集運搬業者が自ら収集したごみを分別することは、積替保管などの問題も出てくるので、不可能に近いのではと思う。また、クリーンセンターだけに持ち込むなら1回で済むところを2回も3回も運ばなければならないという問題も出てくる。

(原委員)

排出者が分別排出したものをクリーンセンターとその他の施設に分けて持って行くということを包括的に契約することは無理なのか。

(新川委員)

クリーンセンターに持ち込めるごみは限られているので、現実の対応として、クリーンセンターに持ち込めないごみが出されていた場合には収集運搬業者が自社に持ち帰って別途運んでいるといったこともあるが、その場で分別して持って行くことは無理である。

(高月部会長)

原委員の発言は、クリーンセンターに持ち込めないごみでも、民間にリサイクルの受け皿があればそちらのほうに回すといった取組を排出事業者がしているかどうか、ということだと思うが、それについてはどうか。

(新川委員)

それは排出事業者の皆さんで取り組まれていると思う。我々がごみを持ち帰って分別するのは無理ということである。

(事務局)

①原価主義について

原価主義を適用する際、持込ごみの場合は産廃と事業系一廃のそれぞれについて考える必要がある。産廃については、廃掃法上原価主義がうたわれていることもあり、処理料金として原価分をいただくのは当然であると思う。もし市での受入料金を高くして産廃がクリーンセンターから民間施設に流れていったとしても、市としては併せ産廃として窓口自体は開けているわけであるから問題はない。一方、事業系一廃は、市がクリーンセンターで独占的に受けているので、手数料が高くなっても逃げ場がない。一廃の処理責任が市にあるという中で、排出事業者の役割と行政の役割をどのように考えるかといったことも踏まえて、原価について検討する必要がある。

また、産廃と事業系一廃のほかに、一般市民が持ち込むごみがある。これについての処理手数料はほぼ無料でよいのではないかと思うが、それら3つを分けることができず、一本の金額で受け入れているところに大きな課題があると考えている。

②累進制について

原価徴収率は不十分ながら、制度としては一定定着していると思っている。

③産廃の管理強化について

産廃については月100トンの持込制限をかけているが、もっと厳しくすべきではという思いはある。もちろんそのように規制を厳しくすれば不法投棄の増加につながるおそれもあるので、産廃の管理を強化しつつ、月100トンの

制限を例えば50トンに抑えていくというコントロールをする必要がある。締め出すだけではなく、受入窓口は開けたままで指導も行うという、バランスの取れた制度を定着させていくべきと考える。

④リサイクル誘導について

民間のリサイクル施設には、市が設定している手数料（平均1万円）とほぼ同じ料金で営業しているところが多い。これは市の料金より高くすると市の施設に流れてしまうからである。市が思い切って手数料額を上げれば、民間施設は自らの原価の中で商売ができるということになるかと思う。それがいくらなのかは、この手数料を考えるうえで非常に重要なことと思うが、例えば木くずや剪定枝については、今回手数料額の上昇が実現すれば、市施設に入っている分が民間に流れると思う。一方、例えば厨芥類については現状で4万円ほど取っていると聞いているので、市の手数料をある程度上げてそれで民間に流れるかどうかは不明である。厨芥類については、やはり食り法との関連でリサイクル誘導していく必要があると思う。

⑤事業系ごみの選別について

今までは、許可の中で車両台数が限定されていた中でリサイクルに回すといっても車両の余裕がほとんどないということもあったが、数年前から資源化に関する許可を新たに設定し、それについては今の許可の範囲の外で事業を行うことができるとしている。そういう業者であれば比較的車両の余裕はあることになる。ただし、分ければ分けただけ料金がかかるということもあり、そういった意味ではまだ過渡期なのかもしれない。

もっとそういう収集運搬業者が増えれば、排出事業者にとっても分別してリサイクルに回すことが可能になってくると思う。

（郡嶋委員）

排出事業者への負担転嫁を考えていかなければならないが、もし排出事業者が中小企業である場合、中小企業であってもごみが環境負荷を与えるものである以上はそれなりの原価で負担をしてもらわなければならないが、もうひとつ考えなければならないのは、負担額が中小企業にとっては逆進性を持ち、負担が多くなるということである。この場合には、費用自体は負担させる一方で、何らかの形で中小企業対策を行うことが必要であろう。

もうひとつは、逆進性のある程度緩和することが考えられる。示された各ケースで、持込量をいつまでに何%減らすということを設定し、負担を計算したほうがむしろ合意が取りやすいのではないか。

（小栗栖代理）

各ケースにおいて、どれだけ手数料が取れるかも示してもらえればわかりやすいかと思う。

（郡舘委員）

そうした手数料が先ほどの中小企業対策の原資になる可能性もあるので、ぜひとも試算してほしい。

（高月部会長）

いずれのパターンにしても激変はしないという設定だが、しかし徐々に原価に近づけていくという方向性を出すということで御了解いただきたい。

今回はもう少し目標を決めた形でのパターン化、可能な範囲でどの辺まで料金が動くのかということまで幅を持たせてやっていただければと思う。

（事務局）

今回は審議会本会に対する部会としての中間まとめを示したい。全体としてお聞きしていて、前回の改定についての評価を頂いたと思う。従って、（直接費）＋（間接費）÷2というやり方は踏襲したい。ただし、3区分のシフトの仕方や中小企業対策などについては、部会長と相談しながらまとめの案を作り提示したい。また、秋以降の部会運営についての提案をさせていただきたい。

（高月部会長）

だいたい方向性は今日御理解いただけたと思うし、極端な異論もなかったように思うので、そのように進めさせていただきたいと思う。